

内閣官房選定

昭和職員手帖

内閣印刷局發行

昭和十二年十二月十五日印刷發行
内閣編

B7形便携帶手便
標準表紙錦手付錦後錦
定價四十銭
余白不要
郵便手付

週報

申込所		定價
内閣印刷局發行課	東京都千代田區大手町一九番地	一ヶ年(前金) 五〇〇〇銭
内閣編	東京都千代田區大手町一九番地	一ヶ年(前金) 五〇〇〇銭
全国各地官報販賣所	東京都書籍株式會社	一ヶ年(前金) 五〇〇〇銭
最寄書店・賃賣店	東京市本郷区三井三九番地	一ヶ年(前金) 五〇〇〇銭

内閣情報部
編輯者 内 閣
發行者 内 閣 印 刷 局
東京市千代田區大手町一九番地

内閣編

輯編部報情閣内

週報

號二十六第

- 南京陥落に際して（近衛内閣總理大臣）
五十億を超えた預金部資金
首都南京陥落す
アルミニウム工業の發展（商工省）
ソ聯邦の總選舉（外務省情報部）

愛國行進曲成る、樂譜添附

昭和二十年十二月二日

昭和二十一年十月二十日發行
昭和二十一年十一月十五日改定
編輯部報情閣内

（本書の大きさは國定規格A5判）
昭和二十一年十一月十五日發行
六十一號

五錢

所	申	價	定
内閣印刷局	電話九ノ内23三五二九 振替東京一九〇〇〇番	一部 一ヶ年(前金)一圓四十錢 五錢	一部 一ヶ年分未満配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。
全国各地官報販賣所	東都書籍株式會社 東京市神田横保町二三 振替東京九三九〇番	（外國郵便に依る場合は三面四十錢）	（外國郵便に依る場合は三面四十錢）
最寄書店・驛賣店		要不料送	要不料送
發行者	内閣	内閣	内閣
發行者	内閣	内閣	内閣
發行者	内閣	内閣	内閣



露光量違いにより重複撮影



週報 第六十二號

南京陥落に際して……近衛内閣總理大臣（二）

五十億圓を超えたる預金部資金……預金部資金局（四）

首都南京陥落す……

（陸軍省新聞班（一九）

（海軍省海軍事務及部（二〇）

アルミニウム工業の發展……商工省工務局（二一）

（國際時事解説）

新選舉法に依るソ聯の總選舉……外務省情報部（二五）

愛國行進曲成る……内閣情報部（四二）

◆最近公布の法令……内閣官房總務課（四三）

露光量違いにより重複撮影



週報 第六十二號

南京陥落に際して……近衛内閣總理大臣……(一)
五十億圓を超えたる預金部資金……預金部資金局……(四)

首都南京陥落す……

[陸軍省新聞班……(九)
海軍省海軍軍事普及部……(二)]

(附) 海軍用語解説

アルミニウム工業の發展……商工省工務局……(三〇)

新選舉法に依るソ聯の總選舉……外務省情報部……(三五)

愛國行進曲成る……内閣情報部……(四二)
◆最近公布の法令……内閣官房總務課……(四三)

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟、藝術、技藝等に関する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

△週報最近發行掲載内容△

- 第五十六號
- △時局と國民精神作興
- △大本營設置せらる
- △黃浦江の水路開く
- △日獨伊共協定記念國民大會に於ける近衛内閣總理大臣祝辭
- 第六十號
- △神速南京に迫る
- △水路前線に通ず
- △司法保護事業制度化の急務
- △崩壊し行く國民政府
- △列國と放送事業
- △南京の攻圍成る
- △西英牙問題の終局と英獨、英佛會議の内容
- △南京の攻圍成る
- △空襲全支を掩ふ
- △割據金附附着債券の賣出し
- △小運河業法及日本通運株式會社法に就て
- △支那事變と日貨排斥の風潮
- △支那事變と日貨排斥の風潮
- △第五十八號
- △日獨伊の防共協定
- △太湖以東を確保す
- △上海附近掃蕩成る
- △農山漁村の統後設施
- △支那事變と日貨排斥の風潮
- △第五十九號
- △滿洲國に於ける治外法權の撤廢及滿鐵附屬地行政権の移譲
- △小運河業法及日本通運株式會社法に就て
- △支那事變と日貨排斥の風潮
- △第五十九號
- △滿洲國に於ける治外法權の撤廢及滿鐵附屬地行政権の移譲
- △時局と農村の使命
- △時局と産業

南京陥落に際して

近衛内閣總理大臣

さしもの南京が斯くの如く早く陥落したことは、寧ろ意外な程で、是偏へに陛下の御稟威の然らしむる所であるが、又我陸海軍の忠勇の致すところ國民擧りて感謝する次第である。殊に戰傷死者に對しては捧ぐべき言葉を知らない。本事變の當初に於て、日本は出来るだけ不擴大解決の方針を執つたので戰略的にはそれだけ日本に不利であつた。それにも拘らず、僅か數箇月にして北は黃河以北の大地域を席捲し南は江南一帶の要塞地帯を擊破した皇軍の實力に就ては、事實が雄辯に語つて剩す處はないと思ふ。獨り日本軍隊のみならず、總じて今日の日本の實力に對する測量違ひが、南京政府の致命的錯覚であつた。自分は支那が此の點に關する從來の誤謬を訂正し、此の上無用なる抵抗を止むべきであると思ふ。諸外國も亦東亞の安定力たる日本の地位を正しく認識するに相違ない。但し支那の軍隊も憚かに強くなつた。あれだけの軍隊を本來の使命の爲に

使はず、見當外れの方向に使用したのは吳々も殘念であつて、これは全く支那指導者の責任といはねばならぬ。いはゆる本正しうして未成るで、國民政府が排日を前提として支那の民族主義を動員したことが、千秋の功を一筆に缺くの結果を招いたのである。

われわれは今日まで一貫して支那が此の點に猛反省を加へ欣然として日支提携の大道に還らんことを求めた。松井最高指揮官の最後の投降勧告もこの已むを得ざる苦衷に出でたのである。これに對し一顧も與へなかつたので總攻撃を敢行する外なかつたのである。南京陥落の報に接して、われわれは當然の勝利に喜ぶ前に、同文同種五億民衆の立場に立つて彼等の救ふべからざる迷妄を恵しまざるを得ない。

頻りに南京死守を豪語した蔣介石は速早く脱出し、今猶長期抵抗を呼號してゐるが、近代戦争は軍事のみならず産業其他の全般に亘る國家總勤員の體制の上に行はれる。所謂グリラ戰術の効果を期待するなどといふのは例によつて共産黨の術中に陥るばかりである。國民政府は外交的にも、實力行動に於ても、排日の極限を盡した。しかも其結果に對しては責任をとらず、首都を棄て、政府を分散し今や一箇の地方軍閥に轉落しつゝある。

今日、猶毫末も反省の色なきこと明白なるに到りては、われわれも改めて考へ直す外

はない。蓋し日本は抗日政權と軍隊とに對しては飽まで膺懲の手を緩めぬが、支那一般民衆の生活に對しては關心なきを得ない。凡そ人民のあるところ政府無き能はず、その政府たるや實體あるものでなければならぬ。然るに北京、天津、南京、上海の四大都市を放棄した國民政府なるものは實體なき影に等しい。

然らば國民政府崩壊の後をうけて方向の正しい新政權の發生する場合は、日本はこれと共に共存共榮具體の方策を講ずる外なくなるであらう。今次事變に於て不慮の戰禍が友好的なる第三國人の生命財産に及んだことは同情に堪へない。

思ふに今や世界は一個の^{ハシマカキ}に於ける。この世界の時運を正解するものならば親目的基礎の上に於てのみ支那の國家組織は成功するものであり、又斯かる新支那の出現によつて、歐米諸國の東洋に於ける利益は初めて安全であることを疑はないであらう。支那事變は東亞に於ける一個の悲劇であるが、此の種の悲劇を繰り返さぬ爲には、此の際日本は根本的手術を圖^{ハシマカキ}してはならぬ。南京陥落は、この意味からいへば全般的な支那問題の序幕であつて、眞の持久戦はこれから始まる^{ハシマカキ}と覺悟せねばならぬ。此際内治外交一般に亘り國民諸君に一層の御奮闘を御願ひしたい。

(十二月十四日)

五十億圓を超えたる預金部資金

4

預金部資金局

大藏省預金部の運用資金は本年九月一日を以て五十億圓を突破した。預金部五十年の歴史は其の間に我が國の経済力發展の歴史である。即ち明治十八年太政官布告を以て公布された預金規則に基き各種預金の保管利殖を算定する任務を負つて生れ出た預金部は、創始以來極めて順調なる發展を遂げ、その運用資金は明治三十九年度には一億圓を、大正六年度には五億圓を、大正九年には十億圓を、昭和二年度には二十億圓を、昭和五年度には三十億圓を、昭和八年度には四十億圓を夫々突破し、遂に今日五十億圓を超える巨額の資金を擁して各方面に融通し、殊に最近に於ては短資市場に乗り出し國營の大金融機關として、其の使命は愈、重きを加へつゝある現状である。然らば大藏省預金部とは如何なるところであるか、又預金部資金は如何なるものより成り而して如何なる方法により其の運用を図つてゐるのであるか、此の機會に於て預金部の概況に付記述しよう。

預金部の沿革は可なり古く即ち明治十八年五月太政官布告第十三号を以て預金規則が公布せられ、大藏省内に新に預金局なる一局が出来たのと同時に國庫内の一勘定科目として初めて其の名稱が用ひられたのである。而して此の預金局では當時驛遞局貯金即ち今日の郵便貯金其の他官廳民間の積立金の保管利殖を掌つて居つたのであるが、其の後預金部に預け入れられる預金の種類は漸次擴張せられ、郵便貯金の外保管金、供託金、政府の各特別會計の基金、餘裕金、政府及府縣の基金、又は特殊銀行會社等の法人預金までも其の預入を認められるに至り、一方大正十四年には預金部

金資部金預るたえ超を圓億十五

預金法、大藏省預金部特別會計法等諸法制が整備せられ今日に至つたのである。

預金部は右に述べた各種の預金を預金部自身の積立金及び支拂上の餘裕金と共に國債の引受買入、各種地方團體に對する貸付其の他の各種の方面へ融通してゐるのであつて、經濟上の見地より見れば銀行と何等選ぶところがないのであるが、國家が經營の主體であるから營利を目的とすることなく極めて低利な資金を國家公共の利益の爲融通してゐる點にその特色があるのである。而して五十億圓と謂へば、我國の三井、三菱、第一、安田及び住友の五つの大銀行の預金を合計したものと略同額であり、全國普通銀行預金の略半ばに當るのであつて、如何に預金部が大なる金融機關であるかを知り得るであらう。

預金部資金は外部資金たる各種の預金並に内部資金たる預金部自身の積立金及び支拂上の餘裕金より成り立つてゐる。預金部に預け入れられる預金中の大部分を占むるのは現在三十八億圓を超ゆる郵便貯金であつて、内地

は固より朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島の各地の郵便局で受け入れられる郵便貯金は一總となつて預金部へ預け入れられ、預金部で運用利殖されるのである。郵便貯金の増加は近年著しきものがあり、日露戰爭後明治四十年に於て漸く一億圓を超えたものが大正十一年には一躍十億圓となり、昭和四年には更に倍加して二十億圓となり、昭和九年に三十億圓に達し、支那事變下の今日に於ては三十八億圓を超えて現在預金部預金總額の八割四分を占むるのであつて、預金部資金の増加も主として此の郵便貯金の増加に基くのである。

郵便貯金に次ぐものは政府の各特別會計からの預金である。各特別會計の基金とか或は直ちに支拂に充てない餘裕金は預金部へ預け入れ、預金部で一括して運用利殖する建前になつてゐるのであつて、現在此の種特別會計預金は五億圓に達する狀態である。其の他の預金としては保管金、供託金、政府及府縣の各種基金、復興貯蓄債券收入金、特殊銀行會社等の餘裕金が預け入れられる。

積立金は預金部の年々の剩餘金が積立てられたものであつて、當初明治十八年度に於ては三萬九千圓に過

ぎなかつたが、其の後預金部資金の増加に伴ひ漸次増
加し、現在の積立金總額は六億三千萬圓に達してゐ
る。

以上の如き預金部資金は然らば如何に運用せられる
かと謂ふに、預金部預金法に依れば、預金部資金は之
を有利確實なる方法を以て國家公共の利益の爲運用す
べきものと規定せられ、尙資金の運用に付ては預金部
資金運用委員會に諮問することとなつてゐる。而して
現在五十億圓を超える預金部資金は大體に於て國債に
對する投資と、地方に對する資金の融通に向けられて
ゐるのであつて、此の方面に對する運用は資金總額の
八割五分に達するのである。

先づ國債に付て謂へば、預金部資金の増加に伴ひ、
預金部の年々の國債引受額は漸次増加し、昭和十一年
度に於ては二億圓の國債を引受けけて居るのであるが、
本年度に於ては更に其の引受額を増加し、一躍四億圓
の國債を引受けんとして居る。現在預金部の國債所有
額は額面で二十三億餘圓に達し、我國々債總額の二割
以上は預金部の所有する所となつて居る。

次に預金部資金の主要部分を成すものは全國各地よ

りを全國に散布してより、地方公共團體に對する資金の
融通額は急激に増加し、現在地方債の總額中預金部資
金の融通に係るものは約三分の一を占めてゐる状況で
ある。

又産業組合、耕地整理組合、住宅組合、水利組合、
土地區劃整理組合、漁業組合、森林組合、資產組合、工
業組合、輸出組合、商業組合、酒造組合等の各種の組合
其の他農商工業者等の個人に對しても多額の地方資金
が融通せられて居るのであつて、全國至る所に於て地
方産業經濟の爲め活動して居る産業組合に對しては、
其の運轉資金其の他の事業資金として、現在一億四千
萬圓の資金が融通されてゐる。又各地に見る整然たる
耕地や灌漑用排水路であつて預金部資金の恩恵を蒙つ
て居らぬものは殆んど無い實情であり、之等事業を行
ふ耕地整理組合に對する融通額は現在一億一千萬圓に
及んで居る。其の外被災せる農山漁村の經濟更生の
爲め、數千萬圓の負債整理資金を融通して、農山漁村民
の負債の整理を容易ならしむる一方、一般金融機關か
らは兎角閑却せられ勝ちな中小商工業者に對しても、
振興資金の融通を實行して、中小商工業の金融の緩和
を圖り、或は旱害風水害等非常の災害に際し、直ちに被

り集められた、零細なる貯蓄の集積たる郵便貯金である
から、其の運用は「地方に偏することなく廣く各地方
に還元せしむべき」であつて、預金部は此の見地から所
謂地方資金を融通してゐるのである。即ち道府縣市町
村等の地方公共團體の事業資金、農業、林業、漁業等地
方產業開發資金、農山漁村民の巨額に上る負債の整理
資金、中小商工業振興資金、住宅の供給、公益質屋等
の社會事業資金、旱害風水害等非常災害に對する復舊
復興の資金等一般公共の利益の爲費且つ低廉なる資
金を全國の津々浦々に融通し、朝鮮、臺灣、樺太等の
外地にまで及んでゐるのであつて、其の融通現在額は
二十億圓に垂んとし、其の貸出口數十九萬口、融通先
は十一萬に達してゐるのである。

之等地方資金は吾人の實生活に直接關係の深い方面
に使用されてゐるのであつて、例へば都市に於ける完
備した鋪装道路や我々が日常使用する水道を始めとし
公營住宅、公益質屋等の社會事業、塵芥處理場、隔離
所等の衛生施設、其の他小學校、道路、橋梁、港灣等
其の見受けられる各種の施設は十中八九迄預金部資
金の融通に關係を持たぬものはない實情である。殊に
昭和七年以降は時局匡救の目的を以て巨額の地方資金

の増進、延ては國民生活の安定に寄與してゐること多
大なるものがあるのである。

右は大體内地に於ける地方資金に付いて述べたので
あるが、尙預金部資金は朝鮮、臺灣、樺太、關東州等の
外地に於ける地方公共團體、水利組合、金融組合、產
業組合、輸入組合等の各種組合及び農業者等にも融通
せられ、外地に於ける産業經濟の發展に寄與しつゝあ
ることをも附言して置きたい。

而して、之等の地方資金の特色は、長期低利の點に
あるが、地方としては長期低利の資金は預金部を指い
て他に求め難いのであつて、地方が預金部に依り負擔
の輕減其の他の便益を享けて居ることは蓋し妙からざ
るものがあらう。

尙最近に於ける預金部の状況を説明するには預金部
資金の短期運用に關する事項を逸することを得ない。

預金部資金が近年の如く毎年顯著な増勢を示して居
る状況の下に於ては、預金部資金の動きは一般金融市

週報第十六号

場に相當大きな影響を與へないでは持かないものであつて、預金部は從來と雖も資金の融通に際し一般金融界に對する考慮を織込んで之を實行して來たことは勿論であるが、尙隨時金融市場の需要に應じ、特殊銀行等を通じ短期資金を放出し來り、殊に昨年來は此の短資市場に對する操作に相當重點を置いて活動を續け、最近に於ては生産力擴充又は金融緩和の爲、戰時體制下の金融狀態に即應し、相當大量なる預金部資金を活用して一般金融の圓滑なる運行に貢獻して來た所は多大なものがある。最近特殊銀行會社、地方公共團體を通じて此の種短期運用は其の多きときは二億六千萬圓に達して居るのである。

之を要するに預金部は其の受け入れる郵便貯金、各特別會計預金其の他各種の預金が連年飛躍的増加を告ぐる一方、其の積立金も年と共に著しき増加を示し、極めて順調なる發展を遂ぐると共に、基礎愈々鞏固となり、今や總額五十億圓を突破する資金を擁し、二十三億圓の國債を保有し、又約二十億圓に達する資金を地方基金として全國の津々浦々に到る迄融通し、尙其の

豊富なる手許餘裕金を活用して、短資市場に貢獻する等我國財政、經濟、金融に寄與すること多大なるものがある。而して預金部資金の大宗を爲すものは既述の如く郵便貯金であり、此の郵便貯金は五千萬人による多數の人々の一口平均約七十圓と言ふが如き零細なる貯蓄の集大成せられたるものであつて、吾人は今更乍ら

貯蓄の力の偉大なるを痛感するものである。惟ふに國民貯蓄の増加は國民生産力の原動力であり、即ち國民貯蓄の増加は國運興隆の礎を爲すものである。吾人は此の意味に於て今後益々郵便貯金を大宗とする預金部資金の増加に努力しなければならない。時恰も支那事變に際會し、各方面に互り資金の需要大にして、貯蓄の必要の大きさに叫ばれるとき、預金部資金が五十億圓を突破せることは、紀念すべき事柄たるを失はないのみならず、邦家の爲誠に心強く感ずる次第である。

吾人は預金部資金の五十億圓を突破せる今日を新たな出發點とし、近き將來に於て預金部資金が更に七十億圓を突破し、百億圓を突破するの日を期待しつゝ進むこととしたい。

首都南京陥落す

陸軍省新聞班

一 北支方面

北支に胎動しつゝあつた新政權への希望は遂に東亞の安定と支那五億民族再生の輝かしい使命を擔ひ中華民國臨時政府として十四日午前十一時北京居仁堂において正式結成の式典を擧げ中外に宣言を發表、こゝに支那再建設の歴史的第一歩を踏み出した。此日、夜來の寒風もおさまり北京は和やかな冬の陽さしく恵まれ、北支民衆歓呼の中に輝く未來を約束され、東亞の歴史は歴史的新たなる劃期的第一頁を印せんとしてゐる。

先に平漢線東方地區の殘敵を掃蕩して威懾にあつた部隊は十二月五日より八日に至る間に館陶、臨清、冠縣地方を占據した。その他の部隊は冀魯附近の敵を擊

破し同地西南方地區に進出した。冀魯附近にあつた敵は迫撃砲を有する約一千で山東省第六區遊撃隊に屬すと云ふ。十日莘縣南方地區に進出した部隊は十一日には朝城（大名東南方約五十粍）附近に前進し更に十三日觀城にあつた約一團の敵を撃破した。

かくて平漢線東方地帶の治安は漸次回復し、十二月初旬臨清附近にあつた支那軍約七千名及隆平（順德東北方約六十粍）附近にあつた約八千名の敗殘部隊は我軍に歸順を申出でた。

二 南京攻略戦

愈々南京最後の日は近づき蒋介石は七日朝飛行機に乗つて南面に都落ちの情報も確實化せられた。南京防衛司令唐生智尙も死守せんものと最後の頑張りを見せ



平風に北平に駐する

然れども南京既にわが掌中に在り。南京本防禦線を攻略して残るは城内外の殘敵掃蕩だけである。續々と轄をなべて南京を目指して進む將兵の意氣は沖天、いづれも深い碧空の大氣を胸ばいに吸つて「おゝ南京だ」と叫ぶ。血と汗に汚れた我衣もやがて晴れの人城の錦衣となる日も遠くはない。すでに本據南京の死命をわれに制されたとも知らずそここの山間谷間にから窮鼠猫を噛むの殘敵の反撃振りは、敵乍ら一片の敬意を表するに足るも誤れる抗日の末路として蕭々たる紫金山の寒風にひとしほ哀れを留めてゐる。

南京總攻撃を前に九日正午松井最高指揮官は南京防衛司令官唐生智に對し廿四時間の期限を付け十日正午迄に降伏するやう情理を盡した投降勧告文を飛行機より投下して光榮ある日本武士道の精華を内外に示した。

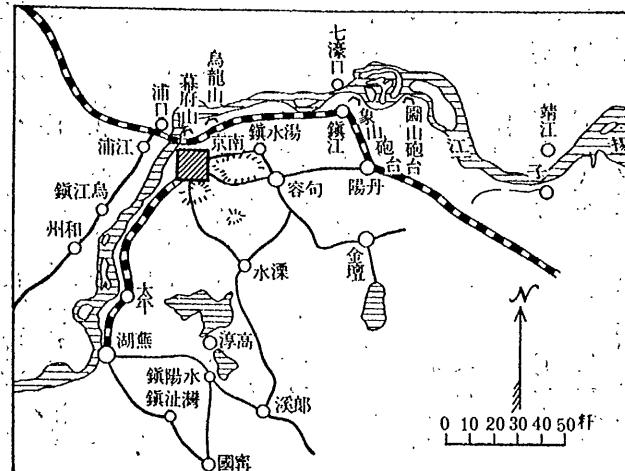
勧告全文

日軍百萬既に江南を席巻せり、南京城は將に包囲

の中にあり、戰局大勢より見れば今後の交戦は只百害あつて一利なし、惟ふに江寧の地は中國の舊都にして民國の首都なり、明の孝陵、中山陵等古跡名所錯集し宛然東亞文化の精髓の感あり、日軍は抵抗者に對しては極めて峻烈にして寛恕せざるも無辜の民衆および敵意なき中國軍隊に對しては寛大を以てしことを冒さず、東亞文化に至りてはこれを保護保存するの熱意あり、しかして貴軍にして交戦を繼續せんとするならば南京は勢ひ必ずや戰禍を免れ難い、しかして千載の文化を灰燼に歸し十年の經營は全く泡沫とならん、よつて本司令官は日本軍を代表し貴軍に勸告す、即ち南京城を和平裡に開放ししかして左記の處置に出でよ

大日本陸軍總司令官 松井 石根

本勸告に對する回答は十二月十日正午中山路句容道上の歩哨線において受領すべし、もしも貴軍が司令官を代表する責任者を派遣する時は該處におい



て本司令官代表者との間に南京城接收に関する必要の協定を遂ぐる準備あり、若しも該指定時間内に何等の回答に接し得れば日本軍は已むを得ず南京城攻略を開始せん。

然るに南京城の敵は投降勧告に應する色なく頑強な抵抗を持続するので十日午後一時遂に我が軍は總攻撃を實行するに決し砲兵の全力を以て砲撃を開始すると共に全線一齊に進撃し飛行隊の爆撃と相俟つてひしりと南京城を壓するに至つた。

地上部隊に協力する陸海空軍の巨彈は城内の敵に、或は江上退却の敵に、或は遠く敵空軍再建のため、編成中の根據地待機中の新銃機に攻撃を加へた。

1 南京城東正面の情況

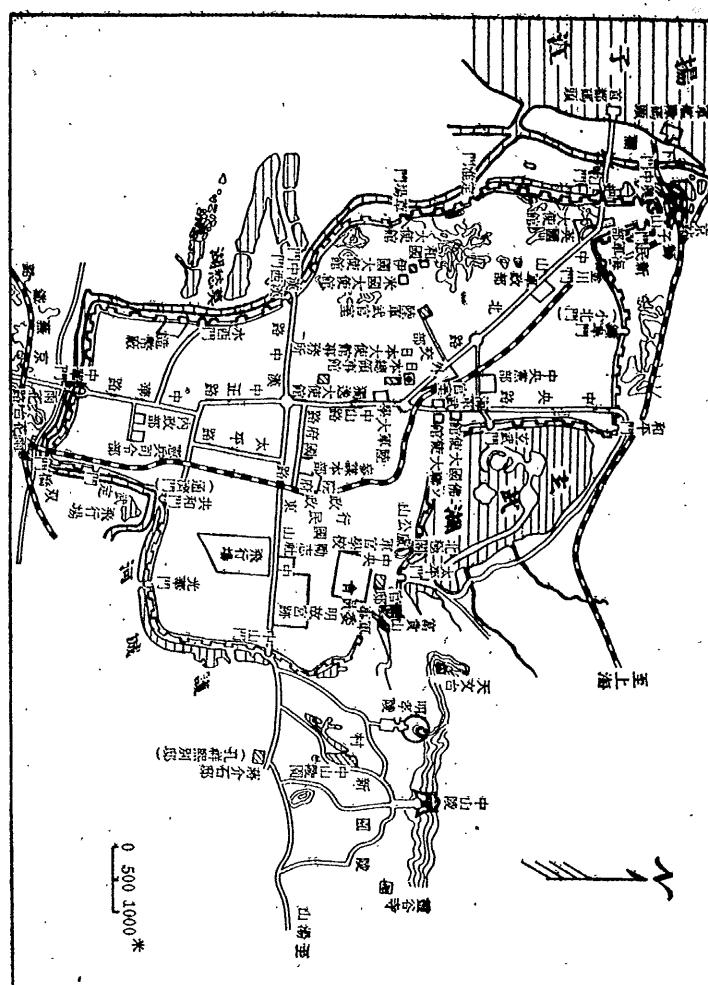
南京攻撃中の各部隊は敵の抵抗を排除しつゝ逐次その包囲圈を縮小し、湯水鎮、湯山附近の敵陣地を突破し、主力は九日夕刻頃黃泥墅南北の線に達し、その先鋒部隊たる大野、野田の各部隊は既に八日正午頃

麟門(紫金山東方八杆)に迫り、九日未明猛攻を開始した。九日夕には麒麟門東方より蒼波鎮に亘る線に前進し、當面の敵に猛撃を加へ敵陣を突破して、十日午後には右翼を以て堯北門(南京東北九杆)に、主力は紫金山頂東方及其南方山麓附近に進出して依然敵に猛撃を加へた。

十一日に至り、右翼部隊は堯北門附近の敵陣地を突破して其西方地區に進出、主力部隊は紫金山頂小衙間の敵陣を攻撃中であつたが、同日夕刻玄武湖北端より紫金山西麓を經て中山門東側に亘る線に前進した。刻々南京壓迫の陣を進めつゝある前線は十二日夕、其の右翼方面は和平門附近に進出し主力部隊方面にあつては午後五時半紫金山頂を占領した。

大野部隊の一部は十三日午前三時二十分南京城中山門に突撃これを占據、日章旗を城壁高く掲げて萬歳を絶叫し、片桐部隊の一部は午前零時中山陵を占據萬歳の聲は夜の紫金山を震はせた。

南京城攻撃圖



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

中山門占據に次ぎ城門附近より勇躍突入した我軍は同門附近の軍事中権機關を占據し又南京城北方に迂回した助川部隊は下關に迫り敵の退路を断つに至つた。

南京北方地區に於て十三日迄に敵に與へた損害中敵の遺棄死體四、五千を下らない有様である。

十三日下關に於て汽船車三、客車六、貨車三十八を鹹獣した。

2. 南京城東南面の情況

六日以來淳化鎮附近の敵を攻撃中であつた我が部隊は、八日午後遂に淳化鎮を突破して敵を猛追して夕刻高廟の線に達し、九日朝より南京城壁に近迫しつゝあつたが九日午後には中山門東方附近より南京東南角に亘り城壁クリークの線に進出した。

舊街道を築進した脇坂部隊は九日早くも南京城光華

門前面に迫り、城壁上から猛射を浴せる敵軍最後の抵抗に對し慷慨極まりなき近迫戰闘を續けてゐるが、十日午後五時決死的爆破が功を奏し、光華門の一部は破壊されたので時を移さず突入城壁高く日章旗を翻した。

南京城東南角方面を擔當する我が軍の右翼は中山門東方高地の敵陣を突破して十一日中山門前面百米に迫り砲兵掩護の下に血戰死闘を續け銃剣相摩する所まで迫つた。十三日拂曉を期して中山門側の破壊口から一齊に城内に突入頑強なる敵を壓しつゝ漸次戰果を北方に擴張して、殘敵に最後の鐵槌を加へた。

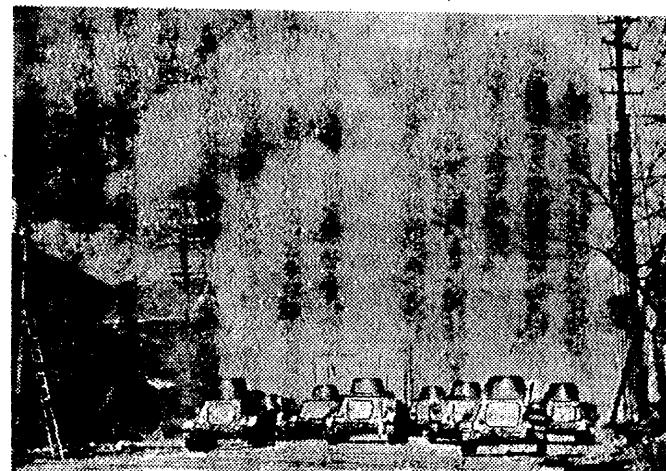
別に常州金壇を經て西進中なりし部隊は天王寺胡熟を通じ十二日上方門に達し、その先鋒鷹森部隊は南京城東南角方面の戰闘に加入し武定門に對し攻撃準備中であつたが、十三日南京城東南角を占據し武定門に向ひ戰果を擴張した。

3. 南京城南正面の情況

溧水より南京に迫りつゝある部隊は七日秣陵關の敵を一蹴して済走する敵を追撃し、別に郎溪より溧水南方地區に進出した岡本、竹下等の各部隊も之と併行して西北進し、八日夕には水閣北方地區より谷里村東方地區に亘る線に進出した。更に九日には敵を南京城に追ひつめて雨花臺南方の臺地より西善橋の線に進出した。

南京南側香樹安德門の線にある敵陣地に對し千葉、山田、矢崎、山本の各部隊は十日夜引續き攻撃を續行し右翼方面より戰況逐次進展して十一日薄暮碁山本部隊は雨花臺々端より七、八百米の線に迫つた。

南京城南側安德門、毛關頭の線にある敵陣地に對し兩岡木、長谷川等の各部隊は十一日攻撃を續行し、午後五時前安德門高地方面より極力戰果擴張に力め、別に竹下部隊は揚子江岸に近く迂回して南京西側に進出、十三日午前水西門を占據城内に突入し掃蕩を開始夕刻城内西北方の高地を占據した。



南門中華人民軍車隊

城内の敵は猶頑強に抵抗してゐるが十一日午後四時頃から十數隻の船舶によつて揚子江上流へ退却中である。此の退却中の敵に對し歩兵、砲兵の一部は江岸に出で敵船を撃滅しつゝある。

南方より攻撃の各部隊は十二日朝雨花臺北端附近に進出續いて愈々城壁に對する攻撃を開始し、十二日正午南京城門中最も堅固な中華門に對し長谷川及千葉部隊は相次で突入城壁高く日章旗を翻し、續いてその西方に於ても強攻を續け岡本(保)部隊は午後四時二十分城壁の一角を岡本(鈴)部隊は同四時四十分西南角を占據し引き續ぎ城内掃蕩に移り敵を北方に壓した。

南京城完全占據を目さして東南西の各門より突入せる皇軍は十三日夕刻南京城内の殘敵を完全に掃蕩した。

南京城壁を震撼した我が爆音銃砲聲は敵にとつては正に抗日亡國の弔鐘であつた。此日江南の空澄み波り日章旗は城頭高く夕陽に映じ皇軍の威風は長江一帯を壓した。

三 南京上流長江沿岸の情況

先に水陽鎮を陥れた山田、長野等の各部隊は北進丹陽湖を渡つて當塗に向ひ、九日夕には當塗東方地區に進出した。

當塗縣城は南京と蕪湖との中間、揚子江の南岸に位置する敵の要害で南京の後衛として重要視されてゐた所であるが、もはや我軍により攻撃されるに至つた事は恰も南京の背後に剣を擬せられたに等しいものである。

十日黎明と共に攻撃前進を開始し、午前十時一舉當塗城内に突入周章狼狽する城内敵兵を掃蕩午前十一時城頭高く日章旗を掲げた。

常に豫期せざる奇襲を以て神出鬼沒の行動で知られる此の部隊は當塗占據後古烈山(當塗北方約二十五杆)附近より突如揚子江を渡り、對岸烏江附近に上陸し烏江の敵を急襲して之を占據、息つく隙もなく省境を越えて江蘇省に進入し十一日午後十時三十分橋林鎮に

達し、少頃の後翌十一日未明同地を發して浦口に向ひ進撃した。

十二日夕江浦(南京西方十五杆)にある約五百の敵を突破して東北方に向ひ、十三日浦口及浦口鎮を占據して敵の退路を完全に遮断した。

宣城より破竹の勢を以て前進せる片岡、小堺等の各部隊は西北進して灣沚鎮に入り、北進して八日夕には蕪湖鎮西南方南徒門附近に進出し、九日にはその先鋒は蕪湖東方に迫るに至つた。揚子江岸の要害たる蕪湖は風前の灯となつたが十日遂に同地は完全に我軍の手に落ちた。

敵の退路を完全に遮斷する目的を以て北進し、十一日夕には大橋(蕪湖北方三杆)附近を通過十二日午後四時慈湖鎮を通過北進した。

四 南京下流長江沿岸の情況

鎮江を攻撃中なりし我が安達、永津部隊は八日午後完全に之を占據した。鎮江要塞に於ける鹵獲品は次の

部隊は十一日正午以來圌山要塞(鎮江東方約十八杆)を攻撃し同日午後十時之を攻略し二十四種榴彈砲四、十

「櫻砲五、其他を圍撃し、他の一部は同十一日象山砲臺（鎮江東北四糠）を占據した。その一部隊は江岸に沿ひ前進し十二日午前橋頭（鎮江西方十七糠）に達した。

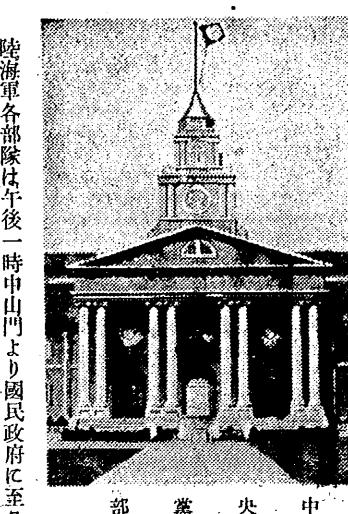
更に西進南京北方の烏龍山砲臺を攻撃して十三日午後四時三十分を攻略し、砲十四門高射砲四門を鹵獲した。

更に十四日午前十一時には幕府山砲臺（南京北方四糠）を占據した。

久しく輕快な鐵蹄の轟をきかせなかつた我が騎兵部隊は十二日夜仙鶴門附近に於て南京城東北方地區より脱出出來た約二三千の敵と激戦、大打撃を與へた後東北方に撤退した。此の戰闘で敵の遺棄死體約七百を下らない。

揚子江上に活躍中の海軍〇〇部隊は十三日午後五時遂に南京に到達、直ちに下關碼頭附近の敵密集部隊に猛火を集中し南京攻略の我陸軍部隊に協力した。

五 南京入城式



敵首都南京城に皇軍萬歳を凝結させて南京攻略に參戰の陸海各部隊による南京入城式は十七日中山門より國民政府を中心に行はれた。この日紹碧の空澄み渡つて雲一つ浮ばず、銃火收まつた新戰場に平和の曙光満ち渡る。

中山路に到着し歴史的入城式が開始された。松井軍司令官幕僚を從へて堂々閱兵すれば陸海軍飛行隊は大編隊を整へて南京の空を旋回、かくして軍司令官以下陸海軍各部隊長国民政府に入り、午後二時政府正門のセンター・ポール高く大日章旗が掲揚された。

全將兵一同東方遙か皇居を拜し奉り、松井軍司令官が渾身の感激をこめて「天皇陛下萬歳」を三唱すれば全將兵の唱和する萬歳のとどろきは、故國へもとづけとばかり。此の餘韻遠く消ゆる時、誰か殉國の忠魂、護國の英靈皆中山門内に來つて此の盛儀に参列せよと心に命ぜざるものなからんや。

六 南京攻略の意義

十三日午後十一時二十分我軍南京を完全に攻略すの公電來るや、大本營軍報道部は當局談を發表して江南の華と散つた英靈に感謝と尊敬の至情を捧げ次に來る。

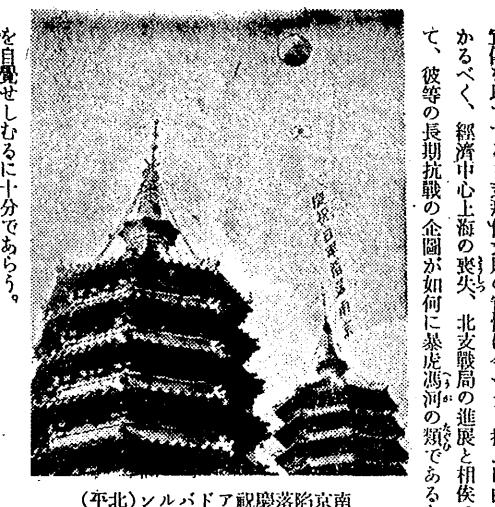
上海南京一帶の攻略は江南戰局に一段落を翻するものと見て戰略上重大なる意義を有するもので、如何に巧妙なる。

るべき決意を明らかにした。

我軍は十二月十三日敵の首都南京を攻略し城頭高く日章旗を翻した。

顧るに我が軍は八月二十三日上海の一角に上陸、堅固に構築せる數棟の近代的設施陣地を占領せる衆敵に對し、克く寡兵を以て執拗且葉取なる攻撃を反覆し、之に徹底的打撃を與へて上海戰線の膠着狀態を打開以來我が猛潔の威力は眞に疾風枯葉を捲くの概あり、已に世界の戰史に未曾有の記録を輝かしてゐたが、今や彼等が死守を誓ひ不落を蒙詰せる首都南京に於ても、敵に數日間の抵抗をも許さず、之を放棄するの已むなきに至らめたることは、更に皇軍の精強を宣揚したるものとして、實に御同慶に堪へない。

是れ素より御稟成の然らしむる所であるが、統帥の卓越將兵の忠勇、舉國銳劔の支援等の賜にして、就中江南の華と散りし英靈の加護に依るものと謂ふべく、茲に謹んで此等在天殉忠の英靈に對し心からなる崇敬感謝の至情を捧げ



(平北)ソルバドア祝慶落陷京南

宣傳を以てするも支那側大敗の實情は今や全く掩ふに由な
かるべく、經濟中心上海の喪失、北支戰局の進展と相俟つ
て、彼等の長期抗戦の企圖が如何に暴虎滅龍の類であるか

逐次増大せられてゐるので、今後抗日政權及抗日軍隊に對
する武力的壓迫は益々猛烈の度を加ふるに至るべく、内外
の全軍意、緊張勇躍御奉を期しある次第である。

自覺せしむるに十分であらう。

然れども將政權が依然長期抗戦を策する限り戰局の前途
は遠遠と謂ふべく、國際動向亦頗安を許さないものがある
から更に堅強一番新なる勇猛心を振起し、舉國一體出師目

的達成に邁進せねばならぬ。今や星雲の士氣、昂揚せられ、後方補給亦一層の堅實を加へ、形而上下に於ける戰力は逐次増大せられてゐるので、今後抗日政權及抗日軍隊に對する武力的壓迫は益々猛烈の度を加ふるに至るべく、内外の全軍意、緊張勇躍御奉を期しある次第である。

上海上陸以來文字通の勇戰奮闘を續け敵に多大の打
撃を與へたが南京攻略まで我と對戰した支那軍兵力
は約八十個師、八十萬にして其の中約四十萬は損害を
受け残り約四十萬が奥地に遁入して尙も抗日救國と稱
しつゝその實は亡國の一途を辿りつゝあるに氣付かな
いはれさせられてゐる。支那民族更生の曙光はすでに北支に輝き初めんとしてゐるのを知らざるや。

國敗れて山河あり、城春にして草木深し
は單なる詩人の感傷ではない。多來りなば春遠からじ、
醒めよ支那國民、起てよアジア民族解放のために。

首都南京陥落す

海軍省海軍軍事普及部

天皇陛下 に於かせられては十二月十四日午前十一時三十分軍令部總長宮殿下を召させられ左の御言葉を賜
つた。

中支那方面ノ陸海軍諸部隊カ上海附近ノ作戦ニ引續キ勇猛果敢ナル追撃ヲ行ヒ速ニ首都南京ヲ陥レタルロトハ
深ク満足ニ思フ此旨將兵ニ申傳ヘヨ

上海征伐以來四箇月、海陸空軍は一體となり華謀善
戦に依つて義に上海附近の頑敵を掃蕩し幾許も無くし
て輝かしい南京攻略の壯圖を達成した。此の赫々たる
戰捷の裡には連日風浪寒暑と鬪ひながら支那船舶航行
連續に不眠不休の努力を拂ひつゝある封鎖部隊、或は
揚子江水路啓開作業を強行して水路南京に迫つた江上
艦艇の人知れぬ粒々辛苦の活躍を特筆せねばならぬ。
又支那全土に亘つて勇猛果敢なる攻撃を續行し敵空軍
をして再起不能の状態にまで追込みつゝある航空部隊

一 艦船部隊の奮闘

一 支那沿岸航行艦艇部隊の活動



我が艦を引く支那漁船

支那沿岸航行遮断に活動する艦船部隊は日夜黙々として狂瀾怒濤と闘ひつゝ嚴重なる監視を續行して居るが、今や千數百浬に亘る全支沿海には支那船舶及大型戦艦さへも姿を現し單に小型漁船を散見するのみである。この無言の威壓の裡には第二線以上の人知れぬ苦闘のあることを忘れてはならないのであつて、最近歸來した當局者の消息に依れば次の如くである。

支那沿岸封鎖に活躍する我が海軍將士はいよいよ季節風のシーズンになつたので其の勞苦は言語に絶するものがある。船體も二十度位の角度を以て搖れ食事が攝れない場合も度々で敵に對するよりも怒濤と闘ふのが一苦勞である。しかしながら將士の意氣は愈々軒昂たるものがある。何か大きな仕事はないかと非常に張切つてゐる。臺灣人の中約三千は未だ厦门に監禁され土民も今更ながら支那軍閥の横暴ぶりに痛憤してゐる。

二 長江制覇成る

我海軍史上に更に輝しい不朽の一頁は加へられた。十三日午後五時我〇〇艦隊の主力は旗艦〇〇を中心とし堂々〇〇隻艦艇相衡んで抗日の首都南京の表玄關に

下關碼頭に進入した。この日未明南京を距る十五浬南京最後の守備線たる烏龍山砲臺と對岸老鹽埠砲臺を砲撃しつゝ我精銳は午後二時を期して威風堂々一路南京へと壯烈な敵前過江を開始した。

この日陸軍の急進に揚子江を越え北岸に遁走を企てた敗残兵に猛射を浴せて殲滅する一方北岸の陣地による敵を制壓しつゝ遂に四時間にして南京の咽喉を制圧した。かくて江陰の要塞を突破してから不眠不休の十日間機雷、閉塞船防塞等各種の障礙を排除しつゝ凡ゆる困難を克服、長江制覇の重大任務を達成し、事變以來僅かに四箇月にして下關沖に雄壯なる軍艦旗を翻して完全に敵の退路を遮斷し耀く南京攻略に不滅の戰果を収めたのである。

二 海軍航空部隊の活躍

我海軍航空隊は引續き支那全土に亘り連日勇猛果敢なる空襲を行ひ、敵空軍基地、軍需品工場、軍事輸送機關等を爆破して敵空軍の殲滅、軍需品の製造及補給能力破壊に多大の効果を收むると共に、中支方面的陸軍作戦に直接協力し敵陣地及砲集部隊に莫大なる損害を



下關碼頭

與へ、以て其の進撃を支援し、南京攻略に偉大なる戦果を収めたのである。尙十二月一日より九日迄に確實に擊破せる敵機の數は五十一機にして（内禡擊二十四機、地上爆破二十七機）この間に於ける我海軍機の損害は九日南昌空襲に於て一機を失つたのみである。尙支那事變勃發以來の累計は左の通である。

◆事變發生以來我海軍の擊破せる支那飛行機數

確實な 稍確實を
るもの 疑くもの

計

擊	墜	二一六	一一	二三七
地上爆破	二三八	二一	二五九	
計	四五四	三二	四八六	

事變發生以來の我海軍機の損害は六十一機である。

十二月七日

一 中支方面

陸軍部隊に協力し南京附近に在りて最後の抵抗を試みつゝある頑敵に對し猛烈なる爆撃を敢行し、徹底的打撃を蒙らしめた外敵ね左記各地を爆撃した。

蕪湖 敵陣地

安徽(安徽省政府所在地) 飛行場

十二月八日

一 中支方面

陸軍部隊と呼應して南京附近を空襲し陸軍部隊の進出を掩護した外左記を爆撃した。

靖江(江陰對岸)

附近敵陣地爆撃

三 南支方面

天生港附近(江陰對岸) 堡壘及軍事施設北支方面 潼關(陝西省西安東方) 軍事輸送機開爆破 徐州南方一帶の軍事輸送施設及青口鎮、宿縣方面の敵兵攻撃

二 北支方面

徐州 停車場、軍用列車爆破

三 南支方面

軍事輸送施設爆撃

十二月九日

一 中支方面

陸軍の南京攻略に協力し南京城内外及附近の敵

十二月十日

一 中支方面

陸軍部隊の南京攻略に協力 中山門、光華門、故宮飛行場及軍官學校等を爆撃之を粉碎すると共に左記を爆撃した。

鎮江要塞中の嶮岨山砲臺爆撃

三營江附近爆撃

衢州(浙赣線沿線) 飛行場爆撃

韶關 飛行場爆破

廣東 郊外の飛行場爆撃



我が海軍子孫を擧る

一 中支方面

陸軍の南京攻略に協力し富貴山砲臺(城内)及光華門城内を爆撃、軍の進撃を掩護した。又一部は浦口方面の敵陣を粉砕した外左記を爆撃した。

鎮江附近の碓山及都大廟砲臺 洛陽(河南省の古都) 飛行場を爆撃し格納庫共の他の建物を爆破し地上機一機を炎上せしめた。

十二月十二日

一 中支方面

南京攻略戦に協力し中山門及び其の内側敵陣地を爆撃し、又一部江上より敗走する敵兵を攻撃すると共に概ね左記を空襲した。

長驥、西安飛行場を空襲し格納庫、建物及小型機十糸附近) 上空に於て敵「ノースロップ」三機と交戦一機を撃墜した。

二 北支方面

長驥、西安飛行場を空襲し格納庫、建物及小型機十糸附近) 上空に於て敵「ノースロップ」三機と交戦一機を爆破した。

二 南支方面

吉安 飛行場を空襲し地上にある大型機三を爆破した。

衢州 飛行場爆撃

三 南支方面

軍事輸送施設を爆破すると共に詔州飛行場を爆撃し格納庫及飛行廠を破壊した。

十二月十三日

一 中支方面

南京攻略戦に協力して明故飛行場附近の敵陣地を爆撃すると共に、烏龍山砲臺、劉子口砲臺其の他浦口方面の敵陣を攻撃し、尙一部は左記を攻撃した。

吉安 飛行場を空襲し地上にある大型機三を爆破した。

衢州 飛行場爆撃

三 英米艦船爆撃事件

我海軍航空隊飛行機に依る米國軍艦パネー及米國商船並に英國艦船爆撃事件の経緯は次の通である。

十二月九日頃以来南京城を包囲攻撃中の我陸軍部隊に協力中であつた我海軍航空隊は十二日正午に至り

多數乗組せるを認め且爆撃の際船體白色塗の一隻より射撃を受けた旨報告してゐる。

然るに翌十三日朝に至り米國東洋艦隊側より、十二日午後二時三十五分以來砲艦バネーとの無線電信連絡絶へたる旨照會に接し我支那方面艦隊司令長官は直に調査を行ひ茲に初めて十二日我の擊沈した船は前後の模様より察し米國軍艦バネー及米國商船なること判明した。

爰に於て我支那方面艦隊司令長官は直に我砲艦及水雷艇各一隻を急派し又飛行機を以て軍醫官及醫療器を送る等遭難船船員の救助に努むると共に自ら米國亞細亞艦隊司令長官を訪問し陳謝した。

右米國及英國の軍艦及商船に對する我海軍航空隊飛行機の爆撃は勿論我方の故意に出でたるものには非ず全く過誤に基く不幸なる事件にして之に關する善後處置に關しては各方面に於て萬遺憾なきを期しつゝある。

「大小汽船十隻及我克多數が敵敗殘兵を搭載して南京上流十二浬乃至二十五浬附近を過江中」との情報に接し直に航空兵力の一部を以て之を攻撃に向はしめた。右の飛行機中數機は午後二時三十分頃南京上流約十五浬に於て我克多數を構附した大型商船二隻小型汽艇數隻及砲艇らしきもの三隻を發見し右大型商船に對し爆撃し砲艇らしきもの三隻より射撃を受けた。然るに同夜英國海軍側より我支那方面艦隊に對する照會に依り我海軍飛行機の攻撃した前記艦艇群中に英國軍艦クリケット、スカラブ及英國商船一隻あつたことを判明し、我支那方面艦隊司令長官は直に艦隊參謀長をして在上海、英國先任指揮官たるアルマス艦長を訪問陳謝せしめた。

又別動した飛行機數機は南京上流二十六浬附近に汽船四隻を發見午後二時二十五分頃之に爆撃を加へ一隻を擊沈他の三隻に火災を生ぜしめ續いて附近棲橋に機附せんとした一隻を擊沈した。飛行機搭乗員は本攻撃前後を通じ汽船には國旗を認めず又支那兵らしきもの

海軍用語解説

海軍省海軍軍事監督部

- 〔兵術〕** 敵と相見えて我兵力を運用する方術を云ふ。
〔戦略〕 其の目的を達成せんが爲に何時(時間)何處で
 (場所) 極何の兵力を以て敵向其の他の軍事的行動をなす
 べきかを定むる兵術を云ふ。
〔軍術〕 己に敵と相見えて之を擊滅する爲に我兵力を運
 用する兵術を云ふ。
〔編制〕 多くの艦船や人員を集團區分して統一ある部隊
 となせる軍隊の組織を云ふ。
〔作戦〕 兵術を運用する行爲を云ふ。
〔作戦計畫〕 作戦目的を達成する爲策策する計畫を云ふ。
〔駆逐隊〕 兵術を運用する行爲を云ふ。
〔國軍主力の作戦〕 主作戦と云ひ、一部の作戦を支作戦と云
 ふ。
〔水雷艇〕 駆逐艦、潜水艦、水雷艇又は掃海艇、(隻以上數
 隻から編成せる部隊を云ふ。
〔掃海隊〕 戰艦又は巡洋艦等を以て編成せる部隊を云ふ。
〔潜水隊〕 戰艦又は巡洋艦等を以て編成せる部隊を云ふ。
〔水雷隊〕 駆逐艦、潛水艦、水雷艇又は掃海艇、(隻以上數
 隻から編成せる部隊を云ふ。

- 〔封鎖と云ふ〕** 統御せられたる軍隊を目的に應じ指揮運用する
 を云ふ。
〔持久戦〕 彼我主力部隊を以て一舉に勝敗を決せんとする
 戰闘を云ふ。
〔對峙(又は持久戦)〕 直に決戦を行ふを不利とする場合、
 時間の餘裕を得る目的を以て持久的に行ふ戰闘を云ふ。
〔攻勢作戦〕 戰略上から見て攻勢を執る作戦を云ふ。
〔守勢作戦〕 戰略上から見て守勢を執る作戦を云ふ。
〔封鎖〕 港内に遊戦する敵艦隊を封じ込めて、之を無力
 化する事により海上を制せんとするを云ふ。
 この軍事的封鎖に對し、敵の海上通商を遮断して經濟的壓
 迫を加ふるの目的の爲に行ふものを通商封鎖と云はるゝこ
 とがある。
 今次の支那事變中に我海軍が實施しつゝある航行封鎖は單
 に其の目標を敵國の船舶にのみ限定して實施しつゝあるも
- ので、其の形式は通常封鎖に類似するも嚴密なる意味での
 封鎖と云ふべきではない。
〔暗成〕 一定地域に我兵力を配して警戒を行ふを云ふ。
〔哨戒〕 戰艦の所在位置不明の場所にて探索するを云ふ。
〔搜索〕 敵の所在位置不明の場所にて探索するを云ふ。
〔偵察〕 敵の視界内にあると然らざると問はず、其の
 所在附近にありて絶えず情況を確知するを云ふ。
〔對勢〕 對抗する軍隊の相對的姿勢を云ふ。
〔戰勢〕 戰闘の進行行く情態を云ふ。
〔戰果〕 戰争又は戰闘に於て敵に對し我獲得せる有形無
 形の兩方面を含む成果を云ふ。
〔上陸作戦〕 上陸軍隊が敵地に上陸する爲に行ふ作戦を云
 ふ。
〔上陸地〕 上陸の爲敵地に選定する地域を云ふ。

誤正
 十二月十五日發行週報第六十一號「千頁」段末行「十一月三日」は「十二月三日」の誤。

海軍省海軍軍事監督部

アルミニウム工業の發展

商工省工務局

一 アルミニウム工業の importance

アルミニウムといふ金属から我々は直ちに釜、鍋、辨當箱等の烹所用具乃至飲食器類を聯想しがちであるが、最近に於ける重要な用途は、寧ろ他の金属との合金として使用される所に存する。即ち飛行機の機體材料として不可缺なるアルミニウムの合金(チコラルミニン)が出現して、アルミニウムの爲めに工業用材料としての用途を拓き、こゝにアルミニウム工業に對して割期的な飛躍を促すことになったのである。近代戦争に於て飛行機が爆撃に或は偵察に如何に重要な役割を演ずるかはこゝに贅言を費す迄もなく、今次の事變に於けるその活躍によつて既に周知されてゐる所である。この飛行機の機體材料こそはこゝに述べようとするアル

號二十六 第報遇

ニウムの合金に外ならないのである。然るにアルミニウムの大部分を從來は外國からの輸入に仰いでゐたのであつて、一朝有事の際の輸入杜絶を考へても、又本邦航空機工業の確立の爲にも斯かる状態に一日も之を放置することが出来ないのである。

アルミニウムの用途は極めて廣く、殆ど主要産業の全部に及ぶのであるが、最も重要なのは云々迄もなく飛行機、自動車の材料としてである。アルミニウムの最大の性能は他の金属と合金した場合に軽く且抗張力が大なることである。故に之等の特性を航空機、自動車に利用すれば、積載量の増加、燃料の節約、スピードの増加等の効果を擧げ得るのである。

以上述べた如くアルミニウム工業の確立は國防的見地から必要であるから、アルミニウム工業に課せられ

アルミニウム工業の發展

た現在迄に將來の任務は航空機用、自動車用の需要を充すべきアルミニウム輕合金の充分なる供給であり、従つて之を可能ならしむべきアルミニウム地金の品位の純化と豊富なる生産とである。斯くて今やアルミニウム地金の生産力を量的にも質的にも擴充することが喫緊の要務となるに至つたのである。

二 アルミニウム工業の發展

アルミニウムに関する工業としてはアルミニウムの精鍛、アルミニウムと他の金属との合金及アルミニウムの加工等に區別することが出来るが、こゝには國防資源の觀點から最も重要な精鍛工業を中心としてその過去の發展を概観しよう。

アルミニウムが貴金属とされてゐた時代を脱して、實用的工業材料として新しく工業界に登場したのは世界大戰直前のことである。大戰當時アルミニウムに対する軍事上の需要が殺到したが、大戰後は更に一層その消費が擴大し、アルミニウムの歴史は未だ新しいのに拘らず世界のアルミニウム精鍛工業は急速なる

發展を遂げたのである。然るに日本に於ては昭和九年に始めてその製造が開始せられる迄は二極の生産もなく、總てのアルミニウムを外國からの輸入に仰いでゐたのである。其後の増産には大いに見るべきものがあつたが、需要に對してその產額は著しく少く、不足分は専ら輸入に俟ち、輸入品の中一部は中小工場によつて加工された上再輸出されてゐるのが現状である。最近に於けるアルミニウム生産額及輸入數量は次の如くである。

△アルミニウム生産額(單位億)	
昭和九年	六六四
昭和十年	四四三四
昭和十一年	六六四
昭和十五年	一五五

▽アルミニウム輸入數量(單位噸)	
塊鍛及粒	其ノ他
昭和五年	一〇九三
六六年	三七六
七年	四七四
八年	三六六
九年	三七三
一〇年	七三六

九年 一九三〇 四六四
十年 六〇一 二三〇 一〇四
十一年 六〇一 二三〇 一〇四
スルの如く長い間日本にアルミニウム工業が存在しなかつた最大の原因是原料難即ちボーキサイトが存しないこと及電力料金が高くして斯業の採算的基礎が缺けてゐた爲である。然るに多年に亘る研究の結果明礬石の處理法が發見されるに及んで、我國も本格的アルミニウム生産國として第一歩を踏み出すことになつた。

アルミニウムの製造方法に付極く簡単に説明すれば、現在行はれてゐるものにはボーキサイトを原料にするものと明礬石を原料にするものとあり、前者には乾式法と湿式法の二があり、明礬石を原料とするものは濕式法によつてゐる。然し原料の如何を問はず、又乾式法の孰れの方法によると關らず第一次には酸化アルミニウム所謂アルミナを造り、更に之のアルミニナを電解爐に入れ之に冰晶石を加へて熔解しアルミニウムに仕上げるのが最も採算的な製造方法とされてゐる。

明礬石、礫土頁岩は朝鮮、滿洲に相當存し、殊に朝鮮の全羅南道には多量の明礬石が埋藏されてゐる。内地にも若干存するのであるが、その量も少く、又アルミニナ含有量も工業化を可能ならしめる程多くなく、且珪素が多い等の缺點もあつて到底之を原料とすることが出來ない。尙以上の如く原料は朝鮮及滿洲に存する明礬石、礫土頁岩を利用し得るとしても、現在尚諸種の事情よりして輸入ボーキサイトを必要とするが故に、一朝有事の際之の輸入が杜絶した場合にはアルミニウムの供給に支障を來す虞れがあり、仍て之等アルミニウムの原礦石問題に付ても金属精錬と關聯して今後益研究を要するのである。

然し兎に角明礬石の利用により原料難の一部が解決されたのであるが、時々も金輸出再禁止による外國品の輸入難が起り、更に世界的軍備擴張によるアルミニウム創建等の好事情が重複して現れ、アルミニウム工業國産化の爲に溫床を提供したのであつた。即ち金輸出再禁止の結果は輸入アルミニウムの市價が騰貴し、アルミニウムに對する保護關稅と相俟つてアルミニウム工業の發展を進一步に促進せしむるに至つた。

ニウム工業を發展せしむるに至つたのである。アルミニウムは二、三年前迄は世界的に供給過剩であつたが、世界的軍備擴張により漸次供給の不足を來し、價格も亦世界的に上昇を見るに至つた。國際アルミニウムカルタルも昭和十一年以來屢々に亘り日本向輸出値段を引上げて來たが、遂に輸出能力が缺乏するに至つた。

斯の如く後発期に於てアルミニウム工業は世界的軍備擴張時代に際會し、アルミニウム飢餓に基く地金輸入の杜絶、我國に於ける軍需及工業用需要の激増といふアルミニウム工業確立の爲の基礎が與へられたのである。アルミニウムの國產自給は畢竟に飛行機の製作材料等の國防必需品として國防上の安全性が増加するのみでなく、次表に見る如く一年一千萬圓を超える輸入を防遏して國際貿易の改善に資する所も亦頗る多大である。

△アルミニウム輸入額(単位千圓)

昭和五年 九八六五
六年 三三一二

三 アルミニウム工業の將來

今後に於ける航空機工業と自動車工業の急激な發展が確實である限り、こゝから多量のアルミニウムの需要が約束されることになる。日本に於けるアルミニウム需要に於て飲食器用の部分が販賣用に比して大であつたこと及び販賣用の部分が漸次大きくなりつゝある。

アルミニウムの國產自給は畢竟に飛行機の製作材料等の國防必需品として國防上の安全性が増加するのみでなく、次表に見る如く一年一千萬圓を超える輸入を防遏して國際貿易の改善に資する所も亦頗る多大である。

△アルミニウム輸入額(単位千圓)

昭和五年 九八六五
六年 三三一二

ことから見ると、將來この方面に於ける需要が相當増加するものと豫想されるのである。次に現在は世界的にアルミニウムの供給不足を告げてゐること前述の如くであるが、こゝ二、三年前迄は主要生産國に於ては自給自足を超えて大抵供給過剩となつて居り、従つて軍備擴張が一段落となつて我國のアルミニウムの輸出が問題となる頃には、諸外國に於ても亦生産過剩の現象を呈するであらうことは想像に難くない。故に東洋市場に對しては尙多少の輸出可能が存するが、アルミニウム工業が大量輸出産業として發達することは容易でない。此の故に國內に於ける新しい需要の開拓に努力が向けられねばならない。現在アルミニウムの有する最大の缺點は高價なことである。故に若し其の生産費が引下げられて廉價な供給が可能になれば、鐵、銅等の領域に侵入することが出来、こゝに需要は飛躍的に増加し、其の前途は洋々たるものと云ふことが出來よう。即ちアルミニウムの消費量は其の價格と相對的關係に立つことが著しいから、

今後のアルミニウム工業に於ては生産費の低下が中心問題となるであらう。而して此の生産費低下への努力は世界的に供給が過剩となつた場合の國際カルテルの動向と關聯しても亦重要である。原料の處理方法の改善、所要材料の自給等生産費減少の可能性は尙勢くないのであるが、アルミニウム一噸の生産に約三萬キロワット時の電力を必要とする關係上、電力料金は生產費構成上重要な要素であり、低廉な電力の供給も生産費低下に不可缺な條件である。幸に我國は天然資源たる水力に恵まれてゐるから、水力電氣の充分な利用により此の新興産業に原料としての電力を豊富且低廉に提供しなければならないのである。

生産費の割高は總ての新興産業に見られる普遍的な現象であり、技術が發達すれば早晚解決されるべきものである。斯くて生産の増加、合金及加工の發達、價格の低廉は相俟つて新需要を開拓するであらうから、アルミニウム工業の前途は祝福に値するものといふことが出来るであらう。

新選舉法に依る ソ聯邦の總選舉

外務省情報部

35

新選舉の邦聯の依に法擧選新

ソ聯邦は昨年十二月五日新憲法を發布して聯邦最高會議を以て國家權力の最高機關となし、而して建國以來二十年間、ソ聯邦の最高機關として知られたソワイエト大會は昨年末の第八回臨時大會を名残りに消滅することになつた。ソワイエト大會に代つた新立法機關たる聯邦最高會議は聯邦會議と民族會議の兩院によつて組織されるのであるから、先づ聯邦會議と民族會議の代議員の選舉を施行することに決定した。

ソ政府は本年七月に新憲法に基いて「ソ聯邦最高會議選舉規則」を公布して選舉における技術上の細目を具體的に規定し、十月十二日に至り選舉期日を十二月十二日と決定布告した。選舉期日の發表と共に選舉運動は全國一齊に開始されたのである。

今新選舉と舊選舉とを比較検討するよ、そこに種々興味ある大きな相違が見出される。今までソ政府は工場労働者に重きを置いて農村輕視の傾向が著しかつた。従つて選舉権も労働者、職工に厚く農民に薄かつた。即ち舊憲法は代議員の選出に當り都市と農村に過ぎない状態であった。新憲法は第一に、かかる不公平な差別待遇を打破して職工も農民も平等の選舉権を享有することにした。農村と都市とを平等にした理由は、主として集團農業（コルホーズ）が發達した結果、農村の政治的知識が向上したからだとソ聯邦局は言つてゐるけれども、實際はソ聯邦内の状勢が何時ま

でも農村の織子、扱ひを許さないやうになつたからである。ソ聯は外は防共陣の脅威に壓せられ、内は反革命分子の逃亡に悩まされるので、國內に於ける一致協力の必要上から農村をして都市に對立させることの不得策を認識するに至つたのであらう。農村と都市の差別撤廃は農村に對する大なる讓歩にして農民懷柔策の現はれと見るべきである。都市労働者よりも農民の数が遙かに多いから、選舉権が平等になつた結果、今回の總選挙では農村選出の代議員は増加することになる。

新憲法の第一の特徴は舊法に定める制限を撤廃して選舉権享有者の範囲を擴大した點である。舊法によれば、利益を得る目的で雇傭労働を利用する者、不勞所得によつて生活する者、個人商人、僧侶、帝政時代の警察官、憲兵には選舉権を與へなかつた。新法はこれ等特定の社會層に對する制限を撤廃して、たゞ心神耗弱者と裁判々決によつて選舉権を剥奪された者を除き、満十八歳に達した市民は男女の別なく總て選舉権及び被選舉権を有する。十八歳以上の者は人種民

族、信教、教育程度、資產状態、それからその過去の行動如何を問はず、例せばその前身が帝政時代の貴族であらうと、または警官、憲兵であらうとに論なく、皆選舉権を有し、また官吏や現役軍人も無論有する。

また居住の要件も全廃され、一定の場所に一定期間居住するの必要もなくなつた。兎に角新憲法は選舉人たる要件に關しては一切の資格制限を撤廃して了つた。從來は國家の最高機關たる全聯邦ソウイエト大會の代議員は國民が直接選出するのではなく、國民は單に最下級の都市ソウイエト及び農村ソウイエトの代議員を選出するだけであつた。都市及農村ソウイエトの上は地區ソウイエトにして、地區ソウイエトの上に更に州ソウイエトがあり、州ソウイエトを経て最後に全聯邦ソウイエト大會に達する組織になつてゐた。而して全聯邦ソウイエト大會の代議員は州ソウイエト幹部會議选出し、州ソウイエト大會の代議員は地区ソウイエト大會から選出する順序にして、國民が直接選出する最も下級の都市ソウイエト及び村ソウイエトと最高の全聯邦ソウイエト大會との間には數段の段階が存在した。かくの如く國民と國家最高機關との中間には段階

が横はつてゐたので、從來の選挙なるものは間接選挙制であった。しかるに新憲法は選挙制度更に民主化して段階的であつたのを直接にして中間の段階を除去いたから國民は初めて最高會議の代議員を直接選出することが出來るやうになつた。かく舊法の間接制を直接制に改正した點も新憲法の特色に數ふべきである。

それから投票のことであるが、舊法は公開投票を採用したが新法は秘密投票に改正した。投票用紙には豫じめ各候補者の氏名を並べて印刷してあるので選挙人は自己の選挙しようと思ふ候補者の氏名だけを残して、その他の氏名は抹消することになつてゐる。この點も舊法と異なるところで、舊法では候補者の氏名を自書しなければならなかつた。自ら候補者の姓名を書くこととも、列記ある氏名を識別することも共に多少の教育を必要とするることは同一であるけれども、書くことに比すれば讀むことの方がいくらか樂である。しかし讀むにしても書くにしても文字の知識ある者は投票することが出来るけれども、全くの無教育者に至つては選挙権を有しながらこれを行使することが出来ない。

尚ほソ聯邦の最高會議は民族會議と聯邦會議の二院から組織されることに従つても解るやうに、ソ聯邦にはロシヤ人の外に多數の異民族が各地に居住して各自に民族的共和国乃至自治州を形成してゐる。民族的共和国や自治州はその民族固有の言語を以て國語としてゐるので、ロシヤ語を知らない者がある。そこでこれらの民族の國で使用する投票用紙には候補者の氏名をその民族の言語を以て印刷することにした。例へばソ領中央アジアにおける諸民族共和国ではトルコ語で印刷し、ブリヤート・モンゴル共和国では蒙古語で印刷するのである。

選挙區は小選挙區制を採用して聯邦會議は人口三十萬人を以て一選挙區とし各選挙區は代議員一人を選出

する。これに反し民族會議の方は「民族的特殊性に關聯する特別の利益を反映することを任務とする」といふ見地から民族會議の選舉権は人口によらないで、民族本位として制定することになった。これは人口の少い少數民族を保護する意味から少數民族にも平等の參政権に沿せしめることにしたのである。

舊憲法による昨年までの全聯邦ソウイエト大會における民族會議と聯邦會議の關係を見るに、前者の代議員百五十名内外に對し後者は五六百名の多數を占め、兩者の間に非常な不均衡があつた。新憲法は民族本位から選舉區を定めることになつたので、民族會議の選舉席數は五百六十九、聯邦會議は五百七十四にして略ぼ同數となり、かくて最高會議を構成する兩院はその權限においても量においても平等になつた譯である。

上に述べた如く新憲法は反革命分子として排斥された者にも選舉権を附與し、かつ少數民族の利益を保護してやる主旨で全國民に對し平等一律に參政権を認めだものであるから、ソ聯邦當局はこれを眞のデ

モクラシーであると自畫自賛してゐる。新憲法發布當時、共產黨及びソ政府は新憲法を以てスターリン憲法と稱しスターリンを禮賛して國民に對し盛んにスター
リン講演熱を鼓吹したものである。かくソ政府當局が國民に向つてスターリン全盛の宣傳に努めたのは要するに、今次の總選舉に對する伏線であり、豫備的示威であつた。

新選舉法は普通、平等制にして苟くも十八歳以上の國民たる者は悉く選舉権並に被選舉権を有するのであるから、誰でも自由に立候補の名乗りを揚げて選舉運動に從事して可い筈であるべきだが、さうでない。この候補者を擁立する自由も權利も有しない。新憲法はソ政府は憲法によつて國民に選舉権、被選舉権を與へながら國民をして自ら立候補することも、また自分の欲する候補者を擁立し推薦することも出來ないやうに仕組んだところに獨裁政治の本領を發揮してゐる。即ちソ政府は選舉権に制限を加へて候補者推薦の権利を各種團體のみに附與し、個人は全然立候補することも候補者を擁立する自由も權利も有しない。新憲法は

ある各團體の推薦する候補者なるものがどんな色彩の人物であるかは想像に難くないであらう。候補者の顔振れを見渡せば、政府首腦部、中央及び地方における共產黨員許りで、偶々黨員外の者を見受けても、それは皆共產黨の息のかゝつた黨同情者であつて、このところスターリン派の獨り舞臺の觀を呈してゐる。

今次の選舉は新憲法に基いて行はれる最初の總選舉である。ソ政府は新憲法を目指して眞のデモクラシーと稱揚してスターリンを讃嘆するけれども、選舉権の行使を制限するのは右に與へて左に奪ふの類ひではあるまい。畢竟するにソ聯邦は依然として共產黨獨裁の國家である。

それではこれ等團體は果して國民全般の意志を公平に代表するものであるかといふに、左様には受取れない。これ等は何れも共產黨の指導を仰ぎその監督下にあつて、黨の統制に隸屬するものである。ソ聯邦は少數なる共產黨獨裁の國家にして國民は共產黨の振舞ふが儘に默従の外なき現状にある。特に打ち續く肅正工作に國民は疑心暗鬼を生じ戰々懼々として政府の意を迎へるに汲々たる有様であるから、共產黨の監督下に

的のものであるから。

選舉は十二日に全國一齊に行はれたが、十三日共產黨は最高會議代議員の選舉が無事に終了した旨を發表して左の如く述べた。

「最高會議代議員選舉は十二日午前六時を期しソ聯邦全土に亘り開始され午後十二時を以て投票受付を締切り、直ちに開票に入つた。大衆は今回の選舉に對し異常な關心と活動並に組織力を示し暫定的算定によるも都市における投票者は九五パーセントを下らぬと見られる。十三日には開票を終つて聯邦及び民族兩會議への選舉結果を報告し得よう。」

開票の結果を待つまでもなく共產黨公認の候補者が全部揃つて當選するのは無論のことであらう。

「ソ聯邦の選舉民は自ら全く發言することを許され

ない、彼等は實に選舉に參加することすら出來ないのである。何故ならば、選舉するといふことは投票者の自由意志によつて選擇することだからである。

彼等は單に強制的な儀式的行進に參加するに過ぎない。尤も彼等はそれを喜ぶだらうが總ては嚴肅な茶番狂言で、ソ政府の所謂民主主義の幕が下されるとまた肅正工作が續けられるだらう。」

ドイツの新聞は此次の選舉を以てスターリン獨裁の猿芝居に過ぎないと嘲笑してゐるが、その他各國の新聞も眞面目な論評を加へたものは少いやうである。これを要するに、今回の總選舉はかねてスターリン主義に好意を持たない古い黨員を政府並に黨の重要地位から追つ拂つて、スターリン主義者を以てこれに代へんと欲する手段であると見られる。肅正工作を續けつゝあるソ政府はこの機會に、所謂トロツキー派や注意人物を葬り去つてスターリンの一味徒黨を以て最高會議の牙城を固め、そして益々スターリン獨裁権の強化を圖る魂膽であると思はれるのである。

愛國行進曲成る

内閣情報部

内閣情報部に於ては國民精神總動員を機として、國民歌「愛國行進曲」を作成することとし、先づ歌詞を募集し、去る十一月三日其の結果を發表したが（週報第五十六號参照）、それと同時に一等當選歌詞に對する作曲の募集規定を發表した處、應募された作曲は総切迄に到達したもの實に九千五百五十五篇の多數に及び、締切後到達したものも合すると一萬四百八篇の夥しい數になる。

此の約一萬の應募者を地理的に區別すると、歌詞の場合と同じく、本土はもとより朝鮮、臺灣、樺太、滿洲に及び、更に支那に出征中の將兵からも應募があつた。勿論何と云つても東京の人が断然多く應募し、全部の約四分の一を占めてゐるとは云へ、地方からの投稿も普く全府縣に平均され、而も非常な田舎と思はれ

る様な土地からも相當多數應募されてゐることは注目に價する。

兎に角一萬と云ふ想像もしなかつた多數の作曲が應募されたことは、日本全國に音樂が如何に普及しているかを證明するものであり、一萬有餘の人が五絃譜の上に懸命に作曲したと云ふことは、日本文化史上特筆大書すべきことと云へよう。

之等熱誠のこもつた應募歌詞を各審査員に於て慎重なる審査を重ねた結果、遂に左記の如く當選者と選外佳作者を決定の上、十二月二十日に發表した。

尙同時に義に歌詞發表の際、都合に依り發表をしなかつた歌詞の選外佳作者も發表した。又歌詞の二等當選以下の内容も追て週報誌上に發表する豫定である。

以上の如き經過に依り、此の一等當選作曲の決定を俟つて愈々待望の愛國行進曲が生れた次第であつて。今後は之が普及徹底を圖つて、全國民が舉つて此の意義ある國民歌を和唱する日の一日も速かに來ることを待望するものである。

愛國行進曲集作曲當選者

- 一等 東京市赤坂區靈南坂町七 濑戸口藤吉
 二等 東京市豊島區長崎仲町二ノ二五七一 幸岡照章
 三等 千葉縣君津郡木更津町元新地二九 山中シヅエ
 選外佳作

岩下雄二	大中寅二
梶原清磨	飯田信夫
木山一朗	井上助太郎
山本槐二	福井文彦
久野淳三郎	

愛國行進曲集歌詞選外佳作者

- 熊本市黒髪町坪井七四九
 熊本縣下益城郡杉合村御舟手
 東京市神田區鍛冶町三ノ五小學生の友社
 山形縣西村山郡寒河江町大字寒河江甲三二四一
 山口縣熊毛郡三井村
 東京市中野區大和町三八八山内方

最近公布の法令 内閣官房總務課

○關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣通信令中改

正ノ件 (勅令第二百九十九號)

(南滿洲鐵道附屬地行政權の移譲に伴ひ改正したものである。

○帝國ノ滿洲國ニ於ケル治外法権ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移譲ニ際シ關東局部内臨時職員設置制其ノ他ノ勅令中改正等

(勅令第六百八十九號)

○防衛司令部令ノ改正及南滿洲鐵道附屬地行正ノ件 (勅令第六百九十二號)

(防衛司令部令の改正と相伴つて、衛戍令に東京衛戍司令官は軍部防衛司官とする規定を設け、之と同時に衛戍司令官の監督に関する規定を改め、又帝國の滿洲國に於ける治外法権の撤廢に伴つて憲兵令中南滿洲鐵道附屬地に於ける軍事警察に関する規定を削除し、其の他の東京

○兵役法施行令中改正ノ件 (勅令第六百九十三號)

(滿洲國に於ける在外徵集延期制を廢止し、尚南滿洲鐵道附屬地行政權の調整乃至移譲に伴つて、同令中右附屬地に關する規定を削除する等の改正を行つたものである。)

○昭和六年勅令第二百六十八號朝鮮、臺灣、

(勅令第六百九十四號)

○關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル學位授與ニ關スル件中改正ノ件 (勅令第六百九十五號)

(南滿洲鐵道附屬地に於ける學位授與に關しては學位令に依ることとなつてゐたのであるが、滿洲國に於ける帝國の治外法権撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權移譲後も在滿日本國臣民の教育施設に對する行政は帝國に保有せられてゐるので、滿洲國に於ける學位授與に關しても學位令に依ることとしたものである。)

○在滿學校組合令 (勅令第六百九十六號)

(滿洲國に於ける治外法権の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移譲後帝國に保有せられる在滿帝國臣民の教育に關することとしたものである。)

する行政の適正なる運用を期する爲新に公法人たる學校組合及學校組合聯合會を設け、之をして學校其の他の教育施設の開設、經營及管理に當らしめ、且組合及同聯合會の事務の在滿邦人に對する教育行政上に於ける重要性、在滿邦人の狀況其の他洲國に於ける特殊事情等に鑑み、組合及同聯合會の事務の適正なる運行を期する爲組合又は同聯合會の費用以て組合又は同聯合會を通じて主事一人以内(委任雇待遇)主事補二十四人以内(判任官待遇)及技手一人以内(判任官待遇)の待遇職員を置くことをとしたものである。

○農林部内臨時職員設置制中改正ノ件

(上月二日公布
勅令第二百九十七號)

東北地方開墾監督に關する事務に從事する職員として農務局に技師二人、屬二人、技手四人、烟作改善に關する試驗研究の事務に從事する職員として農事試驗場に技師一人、技手二人、菌種の培養及配付に關する事務に從事する職員として技師一人、屬一人、間伐材利用の試驗研究に關する事務に從事する職員として技師二人、技手三人を林業試驗場に増員したものである。

○獸疫調查所官制中改正ノ件

(上月二日公布
勅令第二百九十八號)

羊手自給施設に伴ふ綿羊疾病の調查研究の事務に從事せしめる爲技師一人、技手二人を増員したるものである。

○外貨評價委員會官制中改正ノ件

(十二月四日公布
勅令第七百二號)

外國爲營理法第四條の改正(運報第五十二號)に伴ひ、大藏大臣より處分を命ぜられる外貨及外貨債權の範圍が擴大され、從來の金地金、外國通貨、外國爲資、外國通貨を以て表示する證券若は債權以外に、本邦通貨を以て表示する外國居住者に對する債權及前記以外の在外財産をも追加せられたので、是等新規の外貨及債權の評價をなすべき権限が外貨評價委員會に追加附與されることになり、關係規定の改正を見たものである。

○明治四十二年勅令第二百二十二號臺灣ニ於ケル税關執務時間ニ關スル件改正ノ件

(十一月四日公布
勅令第二百三號)

臺灣に於て從來使用されて居つた西部標準時が廢され、内地同様中央標準時に據ることとなつた爲、臺灣に於ける税關の執務時間を一時間短縮することとしたものである。

○昭和十二年法律第十八號教護法中改正法律施行期日ノ件

(十一月四日公布
昭和十二年法律第十八號教護法中改正法律の施行期日を

昭和十三年一月一日と定めたものである。

○土地賃貸價格改訂法施行ニ關スルノ件

(十二月一日公布
勅令第六百九十九號)

農業昭和十一年法律第三十七號(土地賃貸價格改訂法施行ニ關スル件)の公布に依り、土地賃貸價格改訂法の施行に際して耕地整理施行地の土地賃貸價格(昭和十一年四月一日以後昭和十二年十二月三十日迄の間に於て耕地整理地園内に賃貸價格配賦を行つた土地の賃貸價格)の算定並に地租に就いては特例を認めたのであるが、是と事情を同じくする土地區劃整理施行地に就いても同様の特例を認める必要がある。昭和十一年法律第三十七號を土地區劃整理を施行したる土地の賃貸價格に適用することとしたのである。

○登録稅法施行規則中改正ノ件

(十二月一日公布
勅令第七百一號)

農村負債整理資金特別融通及損失補償法の制定に伴ひ、登録稅の免除を受くべき事項に補正を要する爲登録稅法施行規則中の關係規定に簡単な改正が加へられたのである。

○關東州公證人令

(十二月一日公布
勅令第七百一號)

關東州に於ける社會情勢に鑑み、公證制度を改正し、第四十三條の規定を除く外公證人法に依ることとしたのである。

○母子保護法施行期日ノ件

(十二月四日公布
勅令第七百三號)

母子保護法關係法令及其他の準備の整ひたるに伴ひ、同法の施行期日を昭和十三年一月一日と定めたものである。

○母子保護法施行令

(十二月四日公布
勅令第七百四號)

義に公布せられた母子保護法(運報第二十号)の施行に當り、同法に依つて勅令に委任せられた各種の細目的事項を規定する必要があるので制定せられたもので、其の概要是、(1)母子保護法は孫を養育する祖母でも特殊の場合には子を撫する母同様に看做され同法の扶助を受け得ることになつて居るが、此の特殊の場合を、イ、孫の父、母の配偶者及び母の配偶者たりし者が居らない場合、ロ、母の配偶者或は配偶者たりし者が事實上居らない場合と同様の状態に置かれた場合(例、行方不明)、ハ、離婚其の他已むを得ない理由で孫



と其の父母とが世帯を異にする場合又は父母が孫を遺棄した場合と規定し、

(2) 母子保護事業に就いて市町村長の補助機關たる方

面委員の職務、

(3) 生活扶助、養育扶助、生業扶助及醫療の各扶助の方法並に扶助を金銭の給與を以て爲す時の扶助金額の限度、

(4) 扶助を受くる母又は子の死亡した場合に支給する埋葬費の限度、

(5) 扶助、埋葬の費用、方面委員の職務に對して支出する費用及母子保護の施設に要する費用にして國庫の補助を受け得べき金額の算出方法(救護法施行令の規定を準用す)等

を規定したものである。

○地方産業職員制中改正ノ件(勅令第788号)

中小工業經營の改善指導、下請工業の指導助成及中小商工業資金融通損失補償の事務に當らしむる爲、地方に當

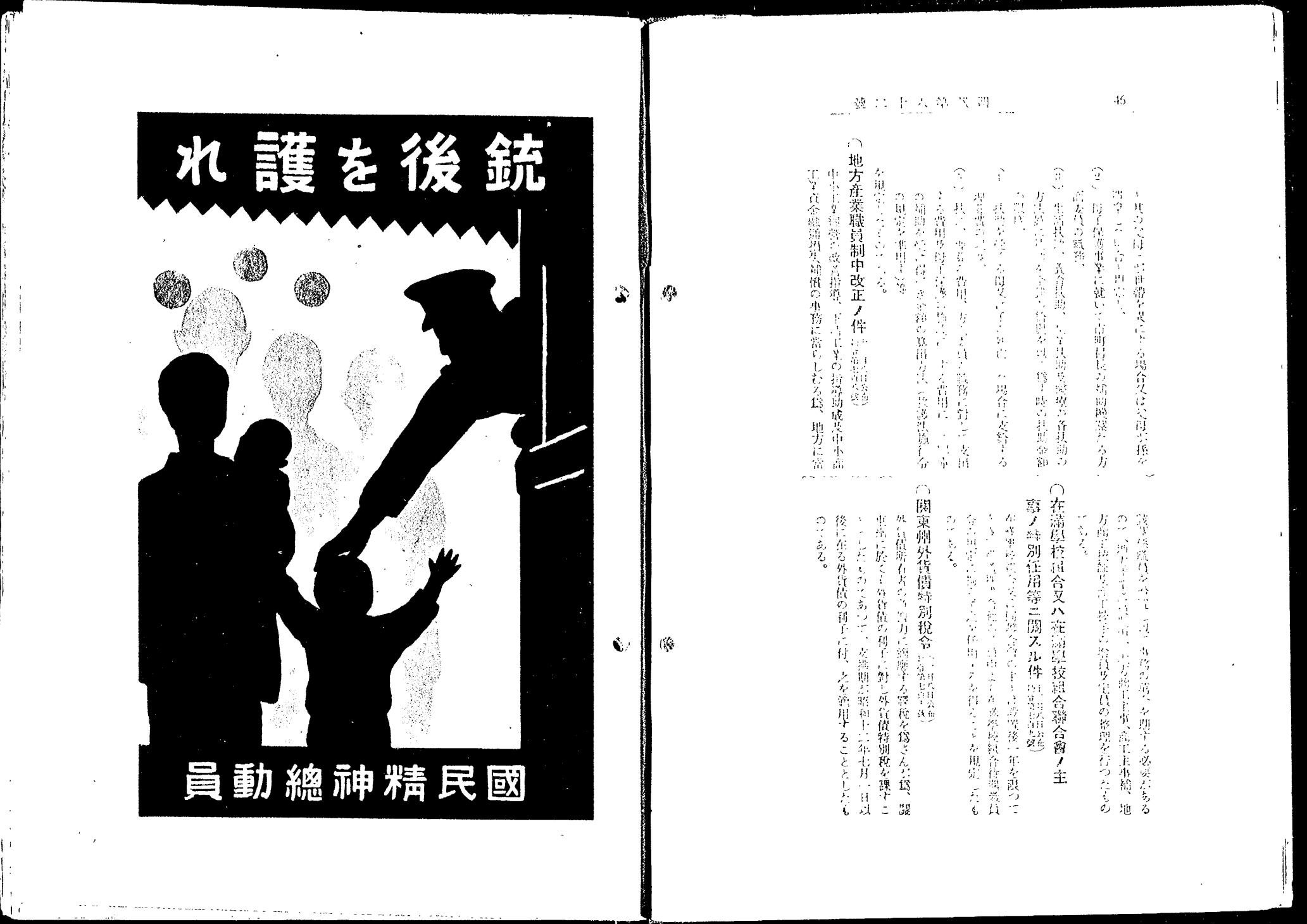
該關係職員を増置し以て事務の萬全を期する必要がある。そこで、地方産業職員制中、地方商工主事、商工主事補、地方商工技師及商工技手の増員及定員の整理を行つたものである。

○在滿學校組合又ハ在滿學校組合聯合會ノ主事ノ特別任用等ニ關スル件(勅令第789号)

在滿學校組合又は同聯合會の主事は設置後一年を限つて南滿洲鐵道株式會社の職員中より在滿學校組合待遇職員令の規定に拘らず之を任用するを得ることを規定したものである。

○關東州外貨債特別稅令(勅令第780号)

外貨債所有者の負擔力に適應する課稅を爲さん爲、關東州に於ても外貨債の利子に對し外貨債特別稅を課すことをとしたものであつて、支拂期が昭和十二年七月一日以後に在る外貨債の利子に付、之を適用することとしたものである。



(一) その父母の連絡を失せる場合又は父母の孫を出産する場合に上記の規定を適用する。

(二) 母子保育事業に就いて市町村長が補助機関である方、育児代の職務、市町村長が補助機関の各扶助金の支給方法及び其の支給額を以て、母子時の扶助金額。

(三) 生育扶助、義理扶助、市町村長が補助機関の各扶助金の支給方法及び其の支給額を以て、母子時の扶助金額。

(四) 在講學校預合又ハ在講學校組合聯合會ノ主事ノ特别任用等三關人ル件

在講學校預合又ハ在講學校組合聯合會の主事の特別任用等三關人ル件について、第一項の規定後一年を限つて之を適用する。但し、主事は在講學校預合聯合會員の年会並に主事の年会任用料を得てこれを規定されものである。

○關東州外貨債特別稅金

外貨債所有者の負担力に適應する税額を爲さんと爲め、關東州に於て外貨債の利子に対する外貨債特別稅を課す。課稅の方法と並びに、支拂期は昭和十二年七月一日以後に在る外貨債の利子に付し、之を適用することとしたるものである。

輯編部報情閣内

報週

號三十六第

- 歲旦祭・元始祭の意義
時局下の新年奉祝
電力國策の全貌
南京攻略後の肅清
燐たる南京入城
人口一億に達す
イタリー脱退と聯盟

（國際時事解説）

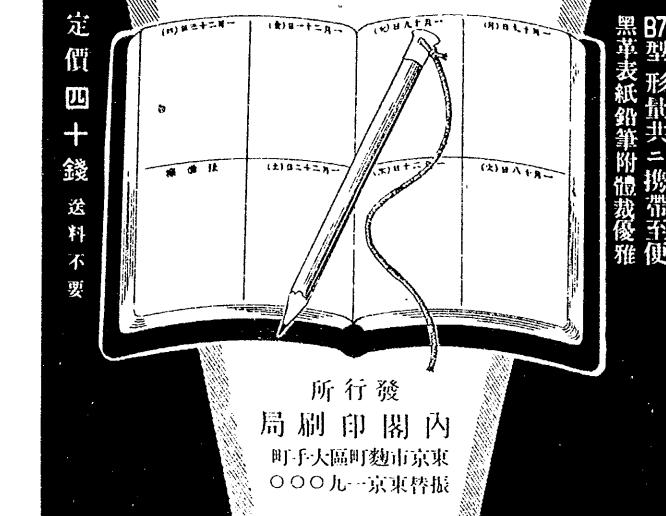
（内務省）
（文部省）
（逓信省）
（内閣統計局）
（陸軍省新聞班）
（海軍省海軍軍事普及部）

日九十二月二十年二十和昭

昭和二十年十月
十五日發
株式會社
毎週一回水曜日

（本書の六は國定規格基準）

定選房官閣内 年三十和昭 帖手員職



所	申	價	定
内閣	印刷局發行課 電話九ノ内 （外國便に依る地 域は三四四士發 金額は前金一圓四十錢 要不付送）	一年前金一圓四十錢 一部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。	一年前金一圓四十錢 一部五錢
全國各地官報販賣所	（内閣印刷局發行課 電話九ノ内 （外國便に依る地 域は三四四士發 金額は前金一圓四十錢 要不付送）	一年前金一圓四十錢 一部五錢	一年前金一圓四十錢 一部五錢
東都書籍株式會社 （東京市神田御保町一ノ三 番地）	（内閣印刷局發行課 電話九ノ内 （外國便に依る地 域は三四四士發 金額は前金一圓四十錢 要不付送）	一年前金一圓四十錢 一部五錢	一年前金一圓四十錢 一部五錢
最寄書店・驛賣店			